（令和７年度）環境配慮消費行動促進に向けた脱炭素ポイント付与制度普及事業

**おおさかCO₂CO₂ポイント＋付与実施要領**

# **Ⅰ はじめに**

大阪府では、小売事業者等（以下「事業者」という。）が現在運用しているポイントシステムを活用して、生産・流通・使用等のライフサイクルの各過程におけるCO2排出が少ない商品（サービスを含む）を購入した消費者に対して「おおさかCO2CO2（コツコツ）ポイント＋（以下「ポイント」という。）」を上乗せで付与いただき、脱炭素に資する商品・サービスの選択を促進する事業を行っています。

本事業へご参加いただける事業者におかれましては、本要領をよくお読みいただき、申込をいただきますようお願いします。

# **Ⅱ 本事業について**

脱炭素社会の実現に向けては、府民の日常的な消費行動を脱炭素型に変革していくことが重要であり、大阪府では、脱炭素型の消費行動に追加的にポイントを付与する取組を通じて、府民の脱炭素への意識改革・行動変容を促進します。

大阪府は、事業者に対する取組として以下の内容をご提供しますので、ご活用ください。

1. 広報プロモーションの実施（SNS・広告等を用いて事業者の取組情報を発信）
2. カーボンフットプリント（CFP）表示の取組支援
3. ポイント付与や脱炭素商品等に関する助言、提言
4. プラットフォームを通じたポイント付与事業者との情報共有　など

# **Ⅲ 参加資格**

1. 事業者において、自社のポイント（複数の事業者が用いる共通ポイントを含む）制度を有していること。
2. 本事業の趣旨をご理解いただき、ポイント付与とポイントを付与した延べ人数の報告にご協力いただける事業者であること。
3. 府内の店舗やインターネットを活用する事業者において、ポイント付与を実施できること。
4. 府民の脱炭素への意識改革・行動変容を図るためにポイントを付与する取組や効果的な広報のあり方について検討する「おおさかCO2CO2（コツコツ）ポイント＋推進プラットフォーム」に参画いただけること。

# **Ⅳ おおさかCO2CO2ポイントの付与のイメージ**

本事業によるポイントの付与のイメージは、以下のとおりです。

従来商品等

脱炭素型商品等

買上

ポイント

**CO2CO2ポイント**

通常の買上ポイント

のみ

脱炭素型消費行動

を誘導

消費者

ポイントが付くなら

利用してみよう

買上

ポイント

CO**₂**CO**₂**ポイントを

追加付与

# **Ⅴ ポイント付与事業者の実施内容**

　　本事業では、（１）～（５）に記載している各項目を実施していただくことになります。

1. 脱炭素型商品等の選定

ポイント付与事業者が販売等を行う商品・サービスから、CO2CO2ポイントの付与対象とする「脱炭素型商品等」を選定してください。「脱炭素型商品等」は、従来の商品やサービス等と比較して、生産・流通・使用等の過程でCO２排出が少ないものである必要があります。

対象となる「脱炭素型商品等」のイメージの例を次に示します。想定される商品等が「脱炭素型商品等」に当てはまるかどうか不明な場合は、お問合せください。

**CO2CO2ポイントの付与対象となる脱炭素型商品等のイメージ(例)**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **商品等** | **関連行動** |
| **製品** | **食品** | 生鮮品等 | 地産地消の野菜・肉・魚、地産地消食材を使用又は店内加工した惣菜 | 量り売り、当日消費期限商品の購入、マイ容器の利用 |
| 加工品 | 個包装してないお菓子、代替肉製品、昆虫食製品、ラベルレスのPET飲料水、リサイクル素材の容器 | 量り売り、てまえどり、マイボトル・マイ容器の利用、包装の断り、缶・ペットボトル・トレイの回収ボックスへの持込み、カトラリー辞退 |
| **非食品** | 日用品 | 詰め替え製品、紙容器入りの物、プラスチック代替素材製品、使い捨てでない製品、再生紙トイレットペーパー、布の傘、植物油インキ使用のパッケージ商品 | 量り売り、容器の返却・回収ボックスへの持込み、傘シェアリング |
| 化粧品 | 詰め替え製品、受賞品（サスティナブルコスメアワード等） | 化粧品容器回収 |
| 衣料品 | リサイクル素材の服、オーガニック100％の服、リユース品 | 不要な衣料品の回収ボックスへの持込み、クリーニングハンガーの持込み |
| 電化製品 | 省エネラベルの星が多い電化製品、LED照明 |  |
| **サ｜ビス** | 移動・輸送 | カーシェアでのEV利用、車から鉄道への利用 | （電車本数の削減につながる）昼間・夜間遅め等ラッシュ時間帯以外の乗車 |
| 外食・飲食 | 地元産の食材メニュー | 紙ストローの利用、食べきり、食べ残しのマイ容器での持ち帰り |
| 旅行・観光 | CO2排出量の少ないホテルでの宿泊 | アメニティやリネン類交換・清掃の断り |
| 電力 | 再エネ電力の使用 |  |

※関連行動に関しても、ポイントの付与対象とすることができます。

1. ポイント付与期間や店舗、割合（数）の設定

選定した脱炭素型商品等に対して、ポイントを付与する期間、店舗、割合（数）を設定してください。

1. 消費者・従業員への効果的な周知啓発

消費者に対して、啓発イベント・キャンペーン、ホームページ、売場でのPOPやチラシ・ポスターなどにより、脱炭素型商品等の情報発信等をお願いします。

また、脱炭素型商品等が、どのように脱炭素に寄与するのかを消費者に対してわかりやすく伝わるようにPOPや掲示物を作成して売場に設置するなど工夫して行ってください。

さらに、ポイント付与を実施する店舗従業員に対しても、本事業の趣旨を十分ご理解いただけるように周知啓発をお願いします。

1. ポイントの付与の実施

令和７年度における任意期間に、脱炭素商品等の購入者に対し、ポイントの追加的な付与を実施してください。

※消費者への周知・啓発効果等を鑑みて、複数の期間に分けてポイント付与を実施することも可能です。また、当初計画したポイント付与期間中はポイントの付与を継続いただきますが、ポイント付与状況等に応じて、事務局と協議の上で、途中で終了することも可能です。

1. 報告

　定期的（１ヶ月ごと等）にポイント付与した延べ人数の報告をお願いします。

【提供が可能な場合、ご提供いただきたいデータや資料】

* ポイント付与期間外（前年同期間等）の対象商品・サービスの延べ利用人数
* 比較対象となる商品・サービスの延べ利用人数

# **Ⅵその他**

幅広い業種・業態の事業者がポイント付与を行う際に役立つ「おおさかCO₂CO₂ポイント＋（脱炭素ポイント）に関するガイドライン」を令和６年度に作成しましたので、ポイント付与の検討や申込の際にお役立てください。

* [【概要版】おおさかCO₂CO₂ポイント＋（脱炭素ポイント）に関するガイドライン](https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/798/r6guidline_gaiyo.pdf)
* [おおさかCO₂CO₂ポイント＋（脱炭素ポイント）に関するガイドライン](https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/798/r6guidline.pdf)
* [ガイドライン別紙（参加事業者事例）](https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/798/r6guidline_besshi.pdf)

# **Ⅶ 申込について**

## １ 書類の提出期限

令和７年５月１日（木曜日）から令和７年12月26日（金曜日）まで

## ２ 書類の提出先（問合せ先）

大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課府民共創グループ

メールアドレス　eneseisaku-02@gbox.pref.osaka.lg.jp

電話番号　06-6210-9287